

# 新城市移住定住不動産情報サイト 利用ガイド

令和6年3月22日策定

新城市移住定住不動産情報サイトとは、移住定住の促進、地域の活性化等を目的として、本市への移住を希望する方が市内の不動産情報を容易に入手できるよう、新城市移住ポータルサイトにおいて不動産情報を公開するものです。

## 1 登録申請をしてください。

新城市移住定住不動産情報サイトに登録したい不動産情報をお持ちの支援協力事業者（新城市移住定住等支援協力事業者登録制度の登録事業者で、宅地建物取引士が在籍する事業者）は、必要書類を作成して市に提出してください。

《必要書類》

- ① 新城市移住定住不動産情報サイト登録申請書（様式第1）
- ② 当該不動産の間取図、写真及び位置図

注意！ 以下のいずれかに該当する場合は新城市移住定住不動産情報サイトに登録できません。

- ・ アパートなどの共同住宅
- ・ 不動産所有者の同意の無いもの
- ・ 抵当権その他の権利が設定されているもの
- ・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が所有するもの
- ・ その他、新城市移住定住不動産情報サイトへの登録が適当でないもの

## 2 申請不動産の確認をします。

登録申請のあった不動産の状況を確認させていただきます。

（主には外観による状況確認を行います。外観だけでは登録の是非の判断が困難な場合は、内覧させていただきますので御協力をお願いします。）

## 3 不動産情報を公開します。

- ・ 提出いただいた必要書類を確認させていただき、市ホームページ内の新城市移住定住不動産情報サイトに公開し、登録・公開した旨を通知します。
- ・ 公開する情報は、提出いただいた不動産情報シートをPDF化して行います。（不動産情報シートに記載されている所有者の個人情報に係る部分については、市において個人が判別できないように処理いたします。）
- ・ 登録・公開の期間は、登録日から2年間です。
- ・ 登録することのできない情報であった場合には、その旨を通知します。

## 4 不動産の問い合わせ対応をお願いします。

公開した不動産情報に対して利用希望者から問い合わせがあった場合は、支援協力事業者にて対応をお願いします。

\* 市は見学、契約交渉等、不動産取引に係る行為については一切関与しません。

## 5 その他

### (1) 登録した不動産情報の変更

支援協力事業者は、登録した不動産情報に変更があった場合は、必要書類を作成して市に提出してください。

《必要書類》

- ① 新城市移住定住不動産情報サイト登録変更届出書（様式第2）
- ② 当該不動産の間取図、写真及び位置図

### (2) 登録した不動産情報の取消し

支援協力事業者は、登録した不動産の売却、賃貸等が成立した場合は、必要書類を作成して市に提出してください。

《必要書類》

新城市移住定住不動産情報サイト登録取消依頼書（様式第3）

### (3) 登録した不動産情報の抹消

登録内容に虚偽の事項があった場合等には市において登録を抹消します。

### (4) 登録した不動産情報の変更、取消し又は抹消を行った場合には、その旨を通知します。

## 6 担当部署

新城市 企画部企画調整課定住促進係  
事務室 市役所本庁舎3階  
メール kikaku@city.shinshiro.lg.jp  
TEL 0536-23-7620

\* 各種書類の提出は、メール提出又は窓口提出をお願いします。